

空襲被害者の人権を保障する判決を求める署名

大阪高等裁判所第5民事部1係 御中

本件は1945年の大阪大空襲などの被害者23名が国の責任を迫及して損害賠償を求めた集団訴訟です。2008年12月8日に提訴して、原告や代理人の弁護士が意見陳述し、本人尋問・証人尋問の10回の審理の後、棄却されました。

先の大戦の末期に全国で甚大な被害をもたらした空襲被害は国の起こした戦争に起因するものです。しかも戦争終結の時機を遅らせてしまった為、多大な被害を国民に負わせたことも重大な国家の過失です。

しかし、それ以上に重大なことは、戦後67年も、空襲被害者が救済を求める真摯な声を踏みにじり更なる苦しみを味あわせてきた責任です。

空襲で一夜にして家も財産も焼き尽くされた人、両親や兄弟を失い孤児になった人、焼夷弾で顔や手足に大火傷を負い職にも就けなかった人、手足をもぎ取られた人たちが、被害の形態は違っても願いは一つです。それは民主主義をうたうこの国が戦後67年、心や身体に傷を負った空襲被害者に、何ら援護策をとらず切り捨ててきたことに謝罪を求め、被害に見合った補償・援護を求めるものです。それは奪われてきた人権を取り戻すことなのです。

裁判官の皆様、戦後、食うや食わずの生活を強いられ、学校にも満足に通えず、社会的差別もうけてきた空襲被害者の叫びを、ひとり一人聴いて拙速な審理に終わらせないでください。戦争被害者を線引きし切り捨てないで下さい。

「この国に生まれてよかった」という想いを抱いて私たちに眠らせてください。

氏名	住所

[取扱い団体] 大阪空談訴訟原告団・弁護団・支える会

〒540-0033 大阪市中央区石町1-1-7 永田ビル4階 大阪中央法律事務所